



2025年5月8日

各 位

会 社 名 株式会社 梅の花グループ
代 表 者 名 代表取締役社長COO 鬼塚崇裕
(コード：7604 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取締役 管理部門管掌 増村政信
(TEL 0942-38-3440)

従業員持株会向け譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社グループの従業員に対して梅の花従業員持株会（以下、「本持株会」といいます。）を通じて譲渡制限付株式を付与する従業員持株会向け譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社グループの従業員に対し、本持株会を通じて当社が発行又は処分する譲渡制限付株式としての当社の普通株式の取得機会を提供することで、当社グループの従業員の資産形成の一助とすることに加え、当社の業績や、株価への意識を高めるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進め、企業価値向上へのモチベーションを高めることを目的としています。

2. 本制度の概要

本持株会に加入する当社グループの従業員のうち、本制度に同意する者（以下、「対象従業員」といいます。）に対し、当社から譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として、金銭債権（以下、「本特別奨励金」といいます。）が支給されます。対象従業員が本特別奨励金を本持株会に対して拠出し、本持株会が対象従業員から拠出された本特別奨励金を当社に対して現物出資することにより、対象従業員は本持株会を通じて譲渡制限付株式としての当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。なお、本制度では「従業員持株会向け譲渡制限付株式報酬制度」（持株会RS）を導入する予定です。現時点において、本制度に基づき本持株会に対する新株式の発行又は自己株式の処分に関して、払込金額の総額として合理的に見込まれる額は最大49,179,000円となります。今後、具体的な内容が決定いたしましたら、速やかにお知らせいたします。

3. 今後の見通し

本件に伴い、2025年4月期の連結業績に与える影響はございません。今後、業績に与える影響が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以上